

第三章 届出が必要な加算 編

I はじめに

総合支援法に基づく指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスに要する費用については、区市町村より介護給付費又は訓練等給付費が支給される(法29条第1項)。

これについて、最低基準・指定基準を満たすことにより算定される「基本報酬部分」と、各種要件の基準を満たすことにより算定できる「加算部分」がある。加算に関する詳細は「II 報酬告示」を参照すること。

また、都道府県知事に届け出る必要がある基本報酬・加算及び必要提出書類については、下記URLの「基本報酬・加算等にかかる添付書類一覧」を参照すること。

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/Download.php?sqid=3576>

II 報酬告示

「報酬告示」については、以下の URL から参照ください。

●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8477&dataType=0&pageNo=1

●報酬告示(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001239565.pdf>